

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年11月10日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都	
3. 市区町村名	東久留米市	
4. 届出番号	11	
5. 独自利用事務の事例番号	67-1	
6. 独自利用事務の対象者	重度障害者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和4年6月29日	
8. 保護評価の実施の有無	1:有	▼
9. 評価書番号	53	
10. 保護評価書の名称	心身障害者の医療費の助成に関する事務	
11. 保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;hj_no=&amp;kk_name=%E6%9D%B1%E4%B9%85%E7%95%99%E7%B1%B3%E5%B8%82&amp;ev_name=%E5%BF%83%E8%BA%AB%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E3%81%AE%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;opn_date_from_gengo=5&amp;opn_date_from_year=4&amp;opn_date_from_month=8&amp;opn_date_from_day=10&amp;opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=4&amp;opn_date_to_month=11&amp;opn_date_to_day=10&amp;count=20">https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;hj_no=&amp;kk_name=%E6%9D%B1%E4%B9%85%E7%95%99%E7%B1%B3%E5%B8%82&amp;ev_name=%E5%BF%83%E8%BA%AB%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E3%81%AE%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;opn_date_from_gengo=5&amp;opn_date_from_year=4&amp;opn_date_from_month=8&amp;opn_date_from_day=10&amp;opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=4&amp;opn_date_to_month=11&amp;opn_date_to_day=10&amp;count=20</a>	
12. 委任関係	<input type="radio"/>	▼

執行機関名 東久留米市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年3月30日東京都条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東久留米市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第7の項 心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年3月30日東京都条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)第1条	心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年3月30日東京都条例第20号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念に則り、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和32年法律第164号)その他(障害者及び障害児)の福祉に関する法律と相まって、「障害者及び障害児」が「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の(福祉の増進)を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」を目的とする。	第一条 この条例は、「心身障害者」に対し、「医療費の一部を助成し、もって心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、心身障害者の福祉の増進を図ること」を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年3月30日条例第20号)心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年6月10日規則第113号) 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年12月24日条例第107号)